

第133号

平成24年 8月5日

## 東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコク人形町ビル

**☎ 3662-3979**

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤 山 清 春

編集人 広報部長 高橋美津子

印刷 (株) 税 経



## 東京税理士会日本橋支部会報



日本橋川より日本橋を臨む（広報部）

## 税界放談

# 談放界税

東日本大震災から一年数ヶ月が経過するが、被災地には依然としてがれきが山となつて積み上げられている。がれきの処理を受け入れる地方自治体も徐々に出てきてはいるがなかなか進まないようだ。

進まない理由に住民の反対があるという。検査を重ね、安全の保証がされているとの説明にもかかわらず、やはり拒否反応があるようだ。

これらはどうしても税の問題にオーバラップしてならない。「必要なことはわかるが、自分はいやだ」

ある記事によると、自衛隊の大卒幹部候補生や防衛大学の志願者が減少しているという。

いわゆる「3K」を嫌う親（特に母親）の反対が強いという。

一方で、震災一年後の世論調査では、自衛隊に良い印象を持つていると回答した人が九二%に上り、また震災での自衛隊の活動を評価すると回答した人が九八%に上る。

実際、阪神大震災で自衛隊員に助けられた小中学生が、数年後に自衛隊に入隊した例が少なくないという。

我が税界にも租税教育が必要。今、真の租税教育の必要性を切に感じる。

$$\begin{pmatrix} \mathbf{J} \\ \cdot \\ \mathbf{H} \end{pmatrix}$$

## 目次

|              |             |                 |                   |
|--------------|-------------|-----------------|-------------------|
| ・平成23年度定期総会  | 2           | ・随筆             | 中島 美和、谷本 滋朗、小原 正寛 |
| ・支部長挨拶       | 藤山 清春 ・・・ 4 |                 | 吉田 雄、向井 一洋 ・・・ 11 |
| ・日本橋税務署長挨拶   | 神宮司 元 ・・・ 5 | ・各部だより          | ・・・ 15            |
| ・研究論文「リース取引」 | 坂元 左 ・・・ 6  | ・支部会員異動のお知らせ    | ・・・ 21            |
|              |             | ・中央都税事務所からのお知らせ | ・・・ 24            |

日本橋支部定期総会が平成24年6月20日(水)午後2時45分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

開会に先立ち総務部長から平成23年度中に逝去された会員6名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

東京税理士会 日本橋支部

## 平成23年度 定期総会



定期総会は総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第22条第1項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は881名であり本日の出席会員数は528名(委任状出席を含む)で本総会は開催要件を満たしているとの報告があった。



議事に先立ち、浅見副支部長が開会の辞を述べた。次いで藤山支部長が挨拶を述べた後、

会務報告を行った。

3月末の会員状況は個人会員は901名、法人会員は48社であったとの報告があり、その後、この1年間の会員の推移の増減の説明があった。

今年度は次の3点の会務報告をする。

- ① 昨年10月末に震災対応として事務局のリニューアルを事務局員の利便性を考慮して行った。また、事務局員の震災対策としてヘルメット、簡易トイレ等を配備した。
- ② 11月の税を考える週間では、日本橋税務署長より租税教育推進に貢献があったとして、感謝状をいただいた。

48支部のなかで授賞した支部はわずかである。9名の租税教育推進委員に謝意を表した。

- ③ 所得税の確定申告時期の無料相談については、今年から日本橋税務署での署内税務相談が

平成24年6月20日  
於：ロイヤルパークホテル

# 開催される



行われなくなったことにより、東京国税局で麹町支部、神田支部、日本橋支部の合同無料相談を行った。最終日の相談担当者は6時過ぎまで対応されたとの報告を受けている。また、例年の日本橋公会堂での無料相談についても多数の相談者が来場し、待機担当者も動員して対応をした。今年度の無料相談担当者へ謝意を表した。

最後に、今日の総会は審議事項は7件と多いが、活発な意見と議事進行に協力を願いたい。

支部規則第23条により議長を成田一正会員に選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には須佐正秀会員、土田一夫会員が指名され議事に入った。

## 第1号議案 平成23年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

## 第2号議案 平成23年度決算報告承認の件

中沢経理部長より詳細な報告がされ、その後石川監事より監査報告がなされた。

相互に関連があるため第1号議案、第2号議案は一括上程され一括審議の結果賛成多数で承認された。

## 第3号議案 日本橋支部規則一部改正承認の件

井上組織部長より①日本橋支部規則の一部改正について、②日本橋支部役員選挙規則の一部改正についての改正点の説明の後、賛成多数で承認された。

## 第4号議案 災害対策積立資産取扱規程承認の件

井上組織部長より広域災害対策積立を行っているが、監事より積立根拠となる規程がないとの指摘を受け、それに伴う規程であり内容の詳細な説明の後、賛成多数で承認された。

## 第5号議案 相談役委嘱の件

前東京税理士会副会長 宮川雅夫会員を支部相談役に委嘱することを議場に諮り拍手多数にて承認された。

## 第6号議案 平成24年度事業計画承認の件

## 第7号議案 平成24年度予算承認の件

第6号議案、第7号議案も相互に関連があるため一括上程となった。各部長、各委員長より詳細な説明があり一括審議の結果賛成多数で承認された。

各議案とも原案どおり承認され、議事は終了した。

各議案とも原案どおり承認され、議事は終了した。

## 報告事項

### 会員表彰など

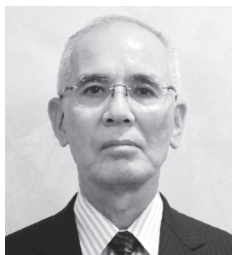
表彰規程第2条第1項3号該当者（税理士業務に25年以上従事し65歳以上）19名のうち総会出席者5名の方に鈴木雅博東京税理士会専務理事より賞状と記念品が贈呈された。

引き続き表彰規程第2条第1項4号該当者（役員歴10年以上、満60歳以上）3名、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し65歳以上）10名、叙勲受章者披露、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者の披露がなされた。

その後、来賓である東京税理士会専務理事 鈴木雅博氏、日本橋税務署長 若尾誠一氏、中央都税事務所長 高橋尚之氏、中央区長 矢田美英氏の代理で税務課長の井上一雄氏から祝辞をいただいた。

木下副支部長の閉会の辞で、平成23年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



## 2年目の会務に向けて

支部長 ふじ やま きよ はる 藤山清春

暑中お見舞い申し上げます。

6月20日の支部定期総会をもちまして、支部長就任2年目を迎えました。定期総会は、第1号議案から第7号議案までの全議案につきまして承認可決していただきました。これも幹事をはじめ各委員会の委員及び監事並びに本会の理事及び各委員の皆様、そして会員の皆様方のご理解とご協力の賜と感謝申し上げます。

今期の支部の重点施策は、従来の3本柱である研修活動、広報活動及び厚生活動を継続するとともに、特に電子申告の普及拡大に取り組みたいと思います。まず、その第1弾として、4月の幹事会で情報システム委員（13名）の方には、電子申告推進委員を兼務することが承認可決されました。

その後、日本橋税務署と協議をし、6月8日付で、日本橋税務署長との連名による「電子申告の利用状況についてのアンケートのお願い」の文書を発送したところです。6月末現在の回答率は約30%です。未回答の会員の方のご協力をお願いいたします。

なお、回答をいただいている会員で、日本橋税務署のサポートを希望される方につきましては、税務署には連絡済みですが、早期サポートの希望者は、定期人事異動（7月10日）後の新体制になってからになりますので、ご承知おきください。

さて、最近では、世界各国でホームページがサイバー攻撃を受けているようです。特に、米国の匿名掲示板利用者の一部が2006年ころから活動をはじめたとされる「アノニマス」と名乗る国際ハッカー集団から財務省などのホームページがサイバー攻撃を受けているというショッキングな報道がありました。この国際ハッカー集団は、2011年の「ソニー」、「北大西洋条約機構（NATO）」、「ニューヨーク証券取引所」や2012年には、「ローマ法王庁」などを攻撃したとされ、海外では大規模な情報流出があったようです。

ところで、東京会も不正アクセスがあったよう

ですがホームページの不具合にとどまっています。日本橋支部では、現在のところハッキングによる被害はありません。会員の皆様の事務所は大丈夫ですか。

さて、日税連が発行している電子証明書（ICカード）の有効期限は、2013年3月31日です。

このICカードを取得されている会員（日本橋支部会員の取得割合は、約55%）は、更新手続きが必要となりますが、日税連は、セキュリティ面等の対策をも考慮し、新ICカードに関する業務を「セコム」に委託することになりました。

東京会の会員には、8月上旬に申込書が送付され、8月から9月までの間に新ICカードが順次送付される予定ですが、内容を確認し14日以内に「電子証明書受領書」を返送しない場合には失効しますので注意してください。なお、7月以降に新規税理士登録された会員には、随時手続きが可能です。

今回の更新手続きは、前回より多少煩雑で、トラブルの発生等により失効することも想定されますので、急遽7月下旬から8月上旬にかけて述べ9回にわたり更新手続きについての説明会を開催しました。それでも、トラブルの発生が想定されますので、念のため支部事務局で、更新手続きができる体制を構築したいと考えています。

説明会に出席されていない会員で、既に取得されているICカードリーダーのうちSAXA（旧田村電気製：HR330C）は、新ICカードが利用できない可能性が高いようですので、お手数をおかけしますが、至急お手持ちの機種を確認してください。この機種をお持ちの方は、買替えが必要になると思いますが、東京税理士協同組合が対応していただけるようです。

東京スカイツリーは、当日券の発売が始まりましたが、猛暑に加え人気は沸騰しているようです。

会員の皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。



## 着任のごあいさつ

日本橋税務署長 じん ぐう し はじめ 神宮 司 元

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、四谷税務署長から転任してまいりました神宮司でございます。

若尾前署長同様、よろしくお願い申し上げます。

日本橋地区は、江戸時代から我が国の経済、商業の中心として栄える伝統と格式があり、また近年の再開発事業で新しく生まれ変わろうとしております。歴史と現代が交わるこの日本橋の地において、税務行政に携わることができますことは誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度も、「税を考える週間」における各種行事をはじめ、確定申告期における無料申告相談の実施や確定申告電話相談センターへの相談員派遣、更には、租税教室への講師派遣や平成23年分確定申告合同会場での円滑な実施に向けた、多岐にわたる積極的な御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しており、税務行政は、一層複雑・困難なものになってきております。このような環境の中で、私どもは、申告納税制度を支える二本の柱、すなわち「納税環境の整備」と、「適正・公平な税務行政の推進」を図り、税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

具体的な取り組みとしましては、e-Taxなど、ITを活用した利便性の高い情報や申告・納税手段

の提供をして参ります。特に、e-Taxの利用促進については、引き続き、最重要課題の一つとして更なる利用拡大に努めて参ります。

平成24年5月には国税庁における「業務プロセス改革計画」が策定され、オンライン利用率に加えて、e-Taxの利用満足度など、納税者の利便性向上や行政運営の効率化に関する指標が掲げられました。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員の設置や研修会の開催や日本橋税務懇話会の一員としてe-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていたなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大な御支援、御協力をいただいていると伺っております。皆様方の御尽力で昨年度の全国のe-Tax利用率は53%となっており、今後の税務署の事務の効率化にも大きく寄与するものと期待されます。しながら、東京局の利用率は全国値を大きく下回っております。e-Taxの利用拡大は、皆様方の御協力なしでは成し得ないことから、利用推進等について、引き続きより一層の御理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

納税環境の整備については、法改正の趣旨等を踏まえ、適正かつ円滑に執行できるよう取り組んで参ります。

また、書面添付制度につきましては、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取り組みをお願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御発展を祈念いたしまして、着任に当たってのごあいさつとさせていただきます。



# リース取引

坂元 左



## 1 リース取引

企業が設備投資を行う場合、その資金調達の手段としては、次の4つの方法が考えられる。

- (1) 自己資金で賄う。これには増資、社債の発行の手段もある。
- (2) 銀行等金融機関からの借入金で賄う。
- (3) 設備を延払（長期割賦）条件付で購入する。
- (4) 設備を賃貸借契約で借りる。この賃貸借は、いわゆるリース取引といわれている。

1の社債発行、金融機関等の借入れは、一般的に「金融」といわれており、4は、取引物件の貸し手（リース会社）が、借り手（ユーザー）に対し、物件の購入資金を融資するかわりに、リース会社が物件を購入し、ユーザーに貸与する形をとるので、実質的には金融と異ならない。そのため、「物融」といわれている。このような賃貸借取引を一般的には、ファイナンスリースといっている。

## 2 ファイナンスリース取引

このファイナンスリース取引の特徴をあげると、次のとおりである。

- (1) リース期間は、いわゆるレンタルに比べて長い。
- (2) リース料総額は、リース物件の取得価額、金利、租税公課、損害保険料等の諸費用のおおむね全額を回収できるように設定される。
- (3) 賃貸人は、リース物件の焼失、陳腐化等のリスクを負わない。
- (4) リース契約の中途解約はできないこととされている。なお、契約において、中途解約禁止条項の定めがない場合でも、例えば、中途解約をした場合には、残リース期間に係るリース料の合計額を一時に支払うこととするなど、実質的に解約禁止と同じような契約となっている。
- (5) リース物件の所有権は賃貸人が所持する。こ

の点、割賦販売の対象物件を売主が所持しているのと類似している。

このようなファイナンスリースの特性及びその実態からみて、企業会計も税務も、ファイナンスリース取引は、法形式上は賃貸借取引ではあるが、売買取引として取扱うこととされている。

(注) リース取引について、税務実務上の取扱いを明確にしたのは、国税庁通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（昭和53年7月20日直法2-19）である。この通達は、ユーザーがリース物件の法定耐用年数よりも短い耐用年数をリース期間として早期に多額の減価償却費を計上することによって、課税所得の圧縮を図り、他の納税義務者の課税の不均衡を生ずることを防ぐために発遣されたものである。この当時は、企業会計も、税法も、ファイナンスリース取引について、明確な規定はおかれていなかった。その後、ファイナンスリース取引の拡大とそれが貸借対照表上オフバランスとなっている問題が生じ、企業会計審議会から平成5年6月「リース取引に関する会計基準」が発表され、更に平成19年3月に「リース取引に関する会計基準の適用指針」が発表された。一方、税務においては、私法上の賃貸借取引を売買取引とみなすのであるから明確な法的根基がほしいということで、平成10年3月法人税法施行令において「リース取引に係る所得の計算」という項目を設け、更に平成19年3月法人税法64条の2「リース取引に係る所得の金額の計算」の条文により、リース取引は売買取引として取扱うこととされたものである。

## 3 税法上のリース取引

法人税法では、次のものをリース取引と規定している（法64の2）。

- (1) 賃貸借契約において中途解約禁止条項が定められていること又はこれに準ずるものであるこ

と

ここで、「これに準ずるもの」には、次のような契約が考えられる（法基通12の5-1-1）。

イ 解約禁止条項がない場合であってユーザーが契約違反した場合又は解約をする場合には、残リース期間のリース料合計額の90%以上を支払うこととされているもの

ロ 賃貸借期間中にリース資産と同等の機種への更新またはバージョンアップする場合には解約金の支払を要しないとする解約条項が定められているもの

ハ ロ以外の事由による賃貸借契約期間中の解約の場合には残リース期間中のリース料合計額（定められたリース資産の処分価額の一定額を控除する）を支払うこととする解約条項が定められているもの

(2) ユーザーがリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの

ここで「費用を実質的に負担すべきこととされているもの」とは、中途解約禁止事項のある賃貸借契約において、ユーザーの支払うリース料の合計額が、リース資産の取得価額（事業供用費用を含む。）のおおむね90%相当額を超えることとされているものが該当することとされている。

この場合の90%の計算の基礎となる「リース料の合計額」には、次の取扱いがある（法基通12の5-1-2）。

イ ユーザーにリース資産の購入権利が付与されており、その権利行使が確実であると認められる場合には、その購入価額をリース料の合計価額に合算する。なお、その購入価額の定めがない場合には、そのリース資産の残価を購入価額として計算する。

(注) 残価とは、リース資産取得価額と取得に当たっての付随費用（取得資金の利子、固定資産税、保険料等の取引関係費用）との合計額からリース料の合計額を控除した額とされる。

ロ ユーザーがリース契約の中途においてリース資産を処分した場合で、残リース期間のリ

ース料の合計額から、一定の処分価額を控除した額をユーザーが支払うこととする約定のときは、その支払うべき金額を残リース期間のリース料に加算することとされている。

## 4 リース取引の区分

3のリース取引について、税法では、次のように区分している。

リース取引 — ① ②及び③以外の取引（譲渡類似リース取引、売買取引）  
② セールス・アンド・リースバック取引（金融取引）  
③ 所有権移転外リース取引（売買取引）

(注) 土地は非減価償却資産であり、リース取引になじめないものであるから、a借地権の設定に伴い、土地部分を譲渡したものとされる場合（法令138）、b譲渡条件付の土地の賃貸借取引及びc「割安購入選択権付の土地の賃貸借取引」以外の土地の賃貸借はリース取引に該当しないとされる。

## 5 具体的なリース取引の区分

リース取引がいずれの取引に該当するかどうかを述べると、次のとおりである。

(1) 譲渡類似リース取引

イ リース資産を無償又は名目的な対価の額でユーザーに譲渡される契約となっているもの（譲渡条件付の賃貸借取引）。

なお、再リースをする場合には、再リース料が無償又は名目的な料金とする契約のもの（再リース料の取り決めがない場合でも、無償又は名目的な料金とすることが当事者間で事実上予定されているものを含む。）（法基通7-6の2-1）。

ロ リース資産を著しく有利な価額で買取る権利がユーザーに与えられているもの（割安購入選択権付き賃貸借）

ここで「著しく有利な価額」とは、その購入価額がリース資産の購入時の定率法未償却残額（未償却残額がリース資産の5%相当額を下回る場合には、5%相当額）以上の金額を上回っており、かつ、購入時の公正な市場価格に比べ著しく下回らないときは「著しく

有利な金額」に該当しないものとされる（法基通7-6の2-2）。

- ハ リース資産がユーザーにおいて専用して使用されるものであること（法基通7-6の2-3）

専用使用としては、次のものがある。

- (イ) 建物、建物附属設備、構築物

ただし、①建設現場の簡易建物、広告用構築物等で移設を比較的容易に行うことができるもの②ユーザーにおける既往の実績、リース資産の実情等からみてリース期間終了後は賃貸人に返還されることが明らかであるものは除かれる。

- (ロ) 機械及び装置等

ユーザーにおいて独自に専用的に使用される仕様を有するもので、リース期間中ユーザーのみにおいて使用され、リース期間終了後賃貸人に返還されても、賃貸人において、他の者に再びリースしたり、他に譲渡できないもの

- (注)1 これに該当しないものとしては、次のものがある。

- (1) 一般のカタログ仕様の機械装置
- (2) (1)の機械装置の附属部分が特別な仕様を有するもの
- (3) (1)及び(2)以外の機械及び装置でそのまま又は一部改造して容易に同業者等において使用できると認められるもの

- 2 リース期間がリース資産の耐用年数の80%相当の年数（1年未満の端数切り捨て）以上のものはこの専用機械装置に該当しない。

- ニ ユーザーにおいて自己所有の資産とリース資産との識別が困難な資産

例えば、建設足場資材をリース取引により賃借したが、従来から有している建設足場資材と混在して、いずれがリース資産か識別がつかないような場合である。

この場合、リース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が管理されている場合には、識別可能と判定することとされている（法基通7-6の2-6）。

- ホ リース期間がリース資産の耐用年数に比し相当短いもの

この項目の適用は、ユーザーの法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限られるのである。なお、リース期間終了後リース資産が賃貸人に返還されることが、リース取引の実情からみて明らかである場合には、法人税の負担を著しく軽減させるものには該当しない。

ところで、リース期間が耐用年数に比し相当短いのかどうかは、次より計算した年数（1年未満端数切り捨て）を下回るかどうかによる。

リース資産の耐用年数が9年以下のもの  
耐用年数×0.7

リース資産の耐用年数が10年以上のもの  
耐用年数×0.6

- (注)1 異なる種類の資産を一括してリース契約をした場合の上述耐用年数は総合償却年数の算出方法に準じて加重平均して計算する。

- 2 再リースすることが明らかな場合には、リース期間に再リース期間を含める。

- (2) セールス・アンド・リースバック取引

例えば、土地等の資産を有している者が、その土地等を譲渡し、その譲渡の相手側（譲受人）から直ちに、その譲渡物件を賃借し、後日その土地等を買戻す取引をリースバックといっている。目的は、土地等を譲渡して得られる売買代金を資金として使用したいこと、含み益、含み損を表現したいというようなときに行われる取引である。したがって、このようなリース取引については、そのリース資産の種類、取引の経緯等から実質的に金融を目的とする場合には、資産の売買はなかったものとし、その取引は金融取引として処理することとされている。

- (3) 所有権移転外リース取引

リース取引のうち、4の①及び②以外の取引をいうとされている。

ここで「4の①及び②以外の取引」というのはあくまでも、税法で定義するリース取引をいうのであるから、物件を必要とする期間に応じて使用できる賃貸借契約で、ユーザーが予告期

間を経て解約できるオペレーティングリースあるいはレンタル取引はここでいう所有権移転外リース取引には該当しないのである。

所有権移転外リース取引に該当するリース資産については、ユーザーにおいて、リース期間定額法により償却限度額を計算することとされている。つまり、償却費はリース資産の取得価額をリース期間に均等に配賦することとする償却方法である。

所有権移転外リース取引の対象とするリース資産については、平成19年3月の法人税法改正前は賃貸借取引として取扱っていたこと、リース期間終了後も所有権はユーザーに移らないため、完全な売買とはいえないことから、租税特別措置法に規定する特別償却及び圧縮記帳の適用はないこととされている。なお、措置法上の法人税額の特別控除は中小企業者について認められる。

なお、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の特例（措法67の5）の規定の適用は認められる。

次に、固定資産税は、この所有権移転外リース取引となるリース資産については、賃貸人に納税義務があることとされている（地法343③）。譲渡類似リース取引については、ユーザーが固定資産税の納税義務者とされる。

#### 【消費税の取扱い】

リース取引が資産の譲渡もしくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかどうかは、所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いと同様とされる（消基通5-1-9）。したがって、所得税又は法人税において、売買とされるリース取引については、そのリース取引の目的となる資産の引渡しの際に資産の譲渡があったものとし、その譲渡の対価は、リース料の総額とされる。したがって、ユーザーにあっては、リース料の総額を課税仕入として、仕入控除はリース取引開始時に一括して行うことができる。（利息については次による。）

なお、賃貸人においては、譲渡類似リース取引の収益計上につき、長期割賦販売に係る損益計上方式が認められる（法63①、②）。その計上につき法63条2項によった場合には、その受取リース料に含まれる利息相当額をリース譲渡の対価額か

らその原価の額を控除した金額の20%相当額とすることとされているが（法令134③）、これは法人税の所得計算上の特例であるので、この利息相当額は、消費税の取扱いでは非課税の金融取引とされない。リース取引において、リース料のうち消費税が非課税となる利息相当額は、リース取引の契約書において、リース料のうち利子相当額が明示されている場合の利子相当額となる。

#### 【リース取替資産】

例えば、テレビが故障したとする。販売店に修理を依頼すると、修理担当者がやってきて「修理代は高くつきますよ。新しいテレビを買った方が得ですよ。」といわれたということはよく聞く話である。

リース資産が故障した場合に、同様な話がおこると思われるが、一応修理するとした場合、簡単な修理は別として、修理する場所に持ち帰って修理することとし、その修理の期間、代わりのリース資産が暫定的に貸与されるのはよくあることである。

修理のため持帰るとなると、機械装置は据付けの基礎の関係等で取り外しが容易でないので、主に器具備品がその対象となる。

例えば、銀行等の金銭自動受払機（ATM）、駅等の自動改札装置、自動券売機をリース取引の対象とした場合を考える。

これらの機器が故障した場合、銀行等の業務上、一刻も早く正常に稼働させる必要があるため、素早い修理が要請される。そこで、故障した機器全部又は主要部分を取り外し、代わりのものを取り付けているのが実情である。

このような場合、代わりの機器を取り外し修繕が完了した機器を再びもとの場所に設置するよりも、代わりの機器をはずさず、そのままにして稼働させる方が賃貸する例では経営の効率化が図れるものである。

このような機器をリース取引の対象とした場合を考えると、当初のリース物件が、修理のため、本体すべてを取替えられることは、まれではあろうがおこり得る。しかして、取替えられた機器は、新品であることもあり、賃貸人において他の者へ貸した資産で修繕が完了したものであることもあると考えられる。したがって、当初のリース契約で特定したリース物件とは異なるものがリー

ス物件となる。もっとも、多くの修理の対象となるものはフレーム等を含めた本体全体ではなく、その主要部分であろうから、修理のための部分の取替えをいうことにはなろう。

このような修理の実情をみると、ユーザーからみれば、当初リース契約において定めた特定の機器が入れ替わったとしても、ATMなり、自動改札装置がその機能のとおり完全に稼働してくればよいわけである。したがって、入れ替わったものが新品であろうが、中古であろうが、あまり気にしないこととなるのではないか。

このような場合のリース契約は、リース期間中、完全に機能を発揮する機器を提供することを約す契約であり、見方によれば、請負契約といえる。

ユーザーにおいては、修理により取替えられた機器が、新品か中古品か、また、部品の取替えが資本的支出か修繕費かの区分の判定は困難であり、このようなリース取引については、賃貸借として処理するのが相当と考える。

一方、賃貸人の方であるが、修理のため持帰ったものの経理が問題となる。

リース取引等を解約等したため、リース期間の

中途において取り戻しを受けたリース資産の取得価格については、残リース料の合計額又は処分見込額を付することとされている（法基通2-4-8）。修理について取り替えられた機器については、当初のリース期間はその取替えに関係なく継続しているので、残リース料の合計額を付することは相当でない。処分見込額となろう。したがって、その修理のために支出した金額は、資本的な支出となる。

賃貸人においては、ユーザーの故障に備えて、取り替えて修繕が完了した機器、新品の機器を保有することとなるが、修繕が完了した機器についての償却の問題がある。

事業の用に供していない減価償却資産は償却の対象とならないのであるが、稼働を休止している減価償却資産であっても、いつでも稼働できるようにメンテナンスをしている減価償却資産については減価償却を認めることとされている（法基通7-1-3）。修繕が完了した機器は稼働休止資産に類似しており、また、常時、取替用のため一定のものを保有する必要があることから、減価償却を認めることが相当と考えられる。



## 随 筆

お教えします、  
美味しいお店なか じま よし かず  
中 島 美 和

広報部から「私の足あと」の原稿依頼をいただいた。確かに支部長を卒業したので、「足あと」の原稿依頼は納得できるのだが、昨年還暦を迎えたばかり、過去を振り返るのはまだ早いので、勝手に標記テーマで書かせていただくことにしました。

夜の会合の後、税理士仲間と飲む機会が多いので、電話で「税理士の中島ですが、今から〇〇人大丈夫？」と聞ける美味しいお店をご紹介します。お店の優劣をつけたくないので五十音順にします。

## おつきや ☎3272-3663

中央通り室町四丁目信号カメラ屋の裏

ここは、開店の日に偶然入ってからもう8年くらいになる。お勧めは「牛すじ」「蒸し野菜」「その日のお勧め刺身」等。店名でお分かりのとおり、お米が美味しいので、おにぎり・お茶漬け、特におにぎりに対する店長の蘊蓄はたいしたもの。弊事務所では確申期の2週間ほど夜食のお弁当を頼むのだが、毎日メニューを替えて4人分楽しんで作ってくれる。美味しい酒・焼酎多種あり。1階12席、2階16席。土・日・祭休み

## 京和 ☎3664-7248

人形町「北浜」の向かい

大衆割烹であるが、比較的安くて美味しい。水槽があり、カワハギが泳いでいたら絶対お勧め。肝ポン酢で食するお造りはふぐ刺しより旨い。また、イカの生き造りもお勧めである。日本酒、焼酎どちらもイケル。1階14席、2階座敷30名。日・祭休み、土不定休

## 菜心 ☎3665-2201

支部事務局から大門通りを甘酒横丁方面右側

看板にはアジア料理とあるが、中華料理。いつもメニューはママにお任せしてしまうが、何を食べても美味しい。食べるラー油のブームがあったころ、新聞・TVに取り上げられ有名になった。今でもラー油はお土産に。ここでは紹興酒が定番。テーブル24席。日・祭休み

## 椽（とちのき） ☎5643-1144

前出「京和」の裏

ちょっとお洒落なお鮨屋さん。大将が「酒ソムリエ」奥様が「野菜ソムリエ」の資格を持つ。TBSTV「新参者」の撮影時、人形町界限のお店がスタッフの「ロケ弁」を提供したそうだが、このお弁当がナンバーワンになったそう。お造り、にぎりは勿論、太巻きがお勧め。また、珍味「カラスミ」も美味しい。また、大将はふぐ調理の免状も持っているので、要予約ではあるが、ふぐのコース料理も味わうことが出来る。日本酒も大将お勧めの美酒が揃っている。1階15席、2階24席。日・祭休み、土不定休

## 花の蕎麦 ☎5641-6938

堀留公園東北向かい

5年ほど前、普通の主婦が始めたお蕎麦屋さん。女性のそば打ちは珍しいが、腰も強いし香りも良い。せいろも掛けも美味しいのだが、掛けの汁は思わず全部すすってしまうほど。また蕎麦湯はわざわざそば粉を湯で溶かし蕎麦湯用に造るそうで、これだけ飲んでもイケル。またつまみも全部美味しいのであるが、特にお勧めは小名浜産の鯖の干物。サイズはホッケほどあり2枚に開いた双方に背骨が付いている。ボリュームがあるので4人で1枚が丁度良い。お酒の銘柄は少ないが美酒ばかり取り揃えている。いつも女将の「舌」の良さに感心している。テーブル16席、小上がり座敷6名。日・祭休み。

他にもたまに行く美味しいお店はありますが、ご紹介した5店舗は、自信を持ってお勧めできるお店です。「税理士の中島に聞いてきた。」と言っただけならば、値引きや掛売りはしてもらえ

ないでしょうが、一見のお客さんより対応は良いと思います。

また、ご紹介したどの店もご予算は、飲兵衛の私でも4~5千円で納まります。よろしかったら行ってみてください。そして、会員の皆様の中で「こんな美味しいお店があるよ。」と教えていただけた方がおられましたら、是非ご紹介お願いします。日本橋の経済活性化に貢献しましょう。



## 最近思うこと

谷 本 弘 朗

私は80歳を超えました。日本橋税理士会にも本当に長いことお世話になっています。そこで少しおこがましいのですが、わたしの人生に対する考えを述べさせていただきます。

### ◎いただきます

ある小学校で先生が給食の前に生徒にいただきますといわせていたところ、PTAから給食費を払っているのにいただきますといわせるのはおかしいと苦情があり、教育委員会がそれを受けていただきますというのをやめさせたという記事がありました。

人間はたとえ肉食主義者であっても腐ったものを食べたらお腹を壊します。命のあるもの、生きているものを毎日食べなければ、人間は生きていけないのです。

我々が食事の前に手を合わせて「いただきます」というのは誰かがお金をを出してくれたということではなく、ほかの命を頂いていることに対する感謝なのです。

そういうことを小さい時から教えることが命を大事にすることになると思いますがいかがでしょうか。

### ◎死について

私は三途の川から奇跡的に帰ってきたので死ぬときは苦しくないことは間違いないと思います。

問題は死んだ後どうなるかです。私は死んだ後その人を思う人がいれば死んだ人はその人の中で生き続けると思います。私が尊敬する吉田松陰も福沢諭吉も私が生き続ける間私の中で生きているのです。すでに亡くなった私の母や油絵の桜田先生も私の中で毎日生きているのです。日本橋支部では入会の時にお世話になった木幡先生、ゴルフの万年青年中村先生、碁がたき鈴木先生、カラオケでお世話になった中島先生等々。

私は死を怖いとは思いません。しかし出来ることなら死んだあと多くの人の心の中に私は生き続けたいと思います。

### ◎人の一生

若い時はお金がない。働き盛りの時は時間がない。年を取れば体が言うことを聞かない。短い人生はなかなか思うようにいかない。しかし人間もしお金と時間と健康の三拍子そろっていたら何をするかわからない。自分の過去を振り返って後悔が沢山あるが、悪いことをしなかったことで一応満足しなければならないか。

私が尊敬する故岩元薫本因坊は人は5つ持てば幸福だといいました。5つ持つとは健康を保つ、目的を持つ、友達を持つ、趣味を持つ、そして少しのお金を持つ、ことです。その通りだと思います。

### ◎世界の人口

2011年10月31日世界の人口は70億になりました。世界の人口の推移は1800年10億、1960年30億そして昨年70億と急激に増えています。2050年には100億になると予測されています。日本の人口について言えば明治維新以前の長い時代の人口は3000万人でほとんど増加しませんでした。明治になって急激に人口増加がありました。この人口増加の主因は科学と医学の発展によるものです。

私が大学に入学して経済学で最初に教わったのはマルサスの人口論でした。マルサスの人口論とは一口で言えば人口は自然の条件のために増加しないというものです。私はその時違うと思いました。そのころはまだそんなに人口が増えていっていませんでしたが科学と医学の進歩のためにその兆候がありました。私は人類はその欲望のためにいずれ

自滅すると思いました。電気がなければ冷蔵庫がない。冷蔵庫がなければ昔のアイヌの人のように今日、明日食べる魚だけを取る。銀行がなければひとりで何億もお金を貯めようとは思わない。そういう生活をみんながすれば人類はまだ何千年も生きられる。人間の性、進歩と言う美語に隠れたあくなき欲望のため人類は自滅への道を進んでいます。

私はこの考えを親しい人に言って、同感を得ました。しかし、私自身もこんなに早く自滅の時が来るとは思いませんでした。2050年に世界の人口は100億になると予測されています。今からわずか40年あとです。その時の食糧や水の保証は全くありません。マルサスの人口論の正しさがその時証明されても遅いのです。宇宙に人間が疎開することなど考えても間に合わないのです。

私はその時は生きていないでしょう。しかし子供や孫のこと、人類のことを考えると、私は眠れません。ワタシはうつ病なののでしょうか？何万年もつづいた人類の存続が危機に陥っているのです。



### 明日の税理士会を担う人材 の育成制度 (AZセミナー) の受講を経て

お ばら まさ ひろ  
小 原 正 寛

#### AZ セミナーとは

東京税理士会会務制度刷新特別委員会が企画及び実施をした、明日の税理士会を担う人材の育成制度（以下「AZセミナー」という）が平成24年2月4日から平成24年4月21日までの期間内に全10回のカリキュラムで東京税理士会館において行われた。

このAZセミナーは、会員に対し幅広い見識を有することができるようにプログラミングされており、社会のニーズに素早く対応できる人材を本会内に確保し、最終的には税理士制度全体の発展に資することを目標としている。日本橋支部からは増田和弘先生、湯本康弘先生、星川望先生及び私の4名が参加させていただいた。今回のAZセミナーは平成24年度に本格実施するための試行的プログラムとして52名の参加者で行われており、1人の参加者も出していない支部もある中、日本橋が支部ごとでの最大人数となった。

#### 内容も充実

さてセミナーの内容であるが、テーマとなる分野は幅広い。「租税法」「憲法」「行政法」「立法技術論」「財政論」そして「税理士法」等、これは社会の中でバランスよく租税に関し意見をできる人材を育成したいということも意図されているのだろう。毎回違う分野の講師が前半に2時間ほどの講義をし、後半2時間で参加者が概ね6人ずつの計8班に分かれて前半の講義を踏まえて個別問題につきテーブルディスカッションを行っていく。そのディスカッションも最後には班ごとの発表を求められるため、成果を求めての内容となる。限られた時間に成果を出そうと参加者の中には必然的に役割分担が生まれてくる。話をするのが上手な人、話を引き出すのがうまい人、話をまとめるのが得意な人、プレゼン資料のきれいな資料を作成できる人等、それぞれの参加者がそれぞれの役割の中で積極的なテーブルディスカッションとなっていく。各班の発表の後、最後に講師の先生から講評をいただくのだが、真剣な議論を行ったにもかかわらず、新たな気づきを得ることができるなど大変充実したセミナーとなっている。

#### 本格実施時には是非

このAZセミナー、平成24年度からは本格的に実施されていくという。試行的プログラムは税理士としての繁忙期にあたっていたが、これも日程が調整されるという。試行的プログラムの課題や成果を踏まえた後の本格稼働なので内容も素晴らしいものになることが予想される。本格実施の際には公募も行われるという。興味を持たれた方には是非参加をお勧めする。



## 私の税理士人生

AGS税理士法人  
よし た ゆう  
吉 田 雄

今回このような機会を頂戴しましたので、まだ始まったばかりですが、これまでの私の税理士人生を振り返ってみたいと思います。

思い返せば、私が税理士の道に進もうと思ったのは、大学卒業後一旦就職したものの、これからの時代は“組織の中の1人”では駄目で、一個人として専門性を持ち、それを売りにして生活できるようにならなければならない、という思いを持ったためでした。そして税理士になったら、法人、個人問わず、身近なところでの家族・親族や友人の個人の税金の相談から会社の税金まで幅広く対応して役に立てる税理士になりたいという思いを持っておりました。

そのため、税理士の“資格”を早く取ることももちろん重要でしたが、あくまで税理士資格は通過点でしかなく、その後の実務にいきなければ意味がないと考え、受験科目は実務重視で国税の法人税、所得税、消費税を取得、相続税も数ヶ月だけ専門学校で受講して勉強し、並行してCFP（ファイナンシャル・プランナー）の資格も取得しました。

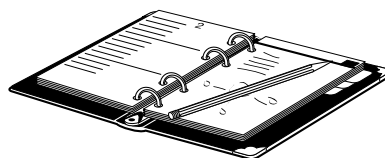
3年間受験勉強に専念した後に会計事務所に入った時はまだ1科目残っていたので、仕事をする傍ら、始業前に毎朝1時間勉強したり夜専門学校へ通ったりしながら勉強しました。試験の方は幸いにして1年後に合格することができたので、2年目以降は仕事に専念することができました。業務内容は会計事務所としては特殊だったのですが、証券化に関する会計税務コンサルティング業務を中心に、SPC（特定目的会社）の記帳・申告、監査対応業務、税務デューディリジェンス業務などでした。証券化に関する会計事務所としてはトップクラスの会計事務所で、特殊性の高い専門的な知識が要求される仕事であり、人間関係にも恵まれ居心地は非常に良かったです。ただし、特殊分野であったが故に、一般的な税務の知識をほとんど使うことはなく、法人税の申告書すらともに

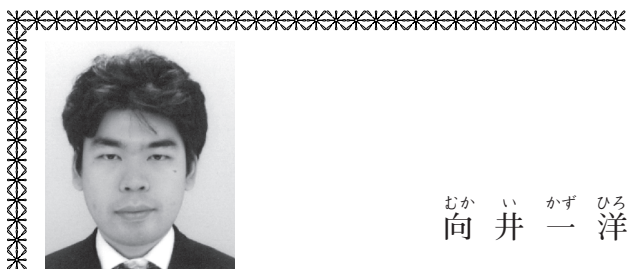
作る機会もないまま過ぎていくことに「自分の税理士としての将来はこのままで良いのだろうか」と不安を抱き、30歳を過ぎたところで弊社に転職しました。

弊社に転職後は、法人から個人まで非常に幅広い業務に携わっています。法人に関しては税務顧問業がベースとなりますが、会社規模は夫婦経営の小さな会社から上場会社まで、業務内容についても月次の試算表作成や税務申告など税務に関することはもちろん、社会保険の届出、金融機関に提出する資金繰り表の作成まで様々です。個人の確定申告や相続・事業承継業務も行いますので、特に同族会社のオーナー様に関しては個人の所得税・相続税、法人の株価対策など横断的な視点が必要となります。

弊社に来てから3年弱が経ちますが、本当にあっという間で、半年単位で見ても担当している業務内容は刻々と変わっていますし、今は税理士を目指し始めた頃思い描いていた税理士像の中での成長を日々実感できています。私はまだ30代前半ですが、この年で様々な会社の社長様や幹部の方と直接接することができるというのはこの職業の特権ですし、税理士は世間一般には「先生」と呼ばれ、一見上の立場にあるようですが、決しておごることなく、謙虚な姿勢を持ちつつ今の特権を最大限に生かして様々なことを吸収していきたいと思っています。

税理士は税務の専門家ではありますが、その仕事をしていく上で最も重要なのは税務の知識ではなく人と人との繋がりであると感じており、今後まだ30年以上あると思われる税理士人生なので、今後も様々な人との出会いや経験を通じて人間的に成長し、自分の専門性を高めていきたいと思っています。



むか い かず ひろ  
向 井 一 洋

先日、学生時代を過ごした関西の地を訪れる機会がありました。

大阪、神戸の街を見て回り、約10年ぶりに母校にも立ち寄りました。学生時代には毎日のように通う見慣れた景色でしたが、改めて訪れてみると変わらない部分もあり、大きく変わった部分もあり…特に私が大学に通っていた当時は阪神大震災から間もない頃で、卒業する時でも電車の沿線沿いには仮設のプレハブ住宅が並んでいるところも多かったため、今回久しぶりに訪れると大きく様変わりしており、懐かしく感じる部分も多くなりましたが、改めて時間の流れを感じる機会ともなりました。

学生時代に公認会計士の資格取得を目標に勉強を始めて、卒業後にはなりましたが運良く試験に合格することができ、会計・税務の世界に足を踏み入れました。社会人経験のないままに監査法人に就職した当初は戸惑うことも多々ありましたが、色々と経験を積むうちに、監査以外の業務も経験したいと考えるようになり、退職後、縁あって現在の事務所にお世話になることになりました。

税理士登録をして日本橋支部の一員となって一年半ほどが経ちますが、申告書の作成等、税務業務に携わる傍ら、最近は再生支援の業務に携わる機会が多くなりました。単純に数字を追いかける

だけでなく、ビジネスの実態を理解することや会社の事業に懸ける思いを汲み取ることも必要ですし、会社にとって厳しい指摘をぶつけなければならない場面も多々あり、決して楽な業務ではありませんが、非常に貴重な体験ができています。監査法人時代を含め、様々な業種・規模の会社と接する機会を多く持てたことは、少なからず現在の業務に生きています。これまで携わってきた色々な業務、クライアントが自分を成長させてくれたということを実感しています。

業務に集中して取り組むためには、多忙である時ほどオンとオフのメリハリをつけることは大切です。家族と過ごす時間を充実させるためにも、時間が取れると家内と二人で旅行に出かけるようにしています。毎年、夏場に少し長めの旅行に出かけるほか、週末を利用して色々な場所を訪れています。これまでは今まで訪れたことのない場所に出かけてばかりでしたので、今回初めて以前に住んだことのある場所を訪れる機会を得て、却って新鮮な体験ができたように感じました。週末の限られた時間だけでは十分に見て回れなかった部分もあるので、しばらく関西を中心に旅行のプランを練るのも悪くないかなと思う機会になりました。家内からはそろそろ海外にも…というリクエストを出されていますが、まとまった休みが取れないことを理由に海外へは連れて行けず仕舞いなので、短期間の国内旅行でも満足してもらえるプラン作りは重要事項です。

これからも家族旅行の計画に頭を悩ませて仕事から離れる時間を作ることで、オンとオフを上手く切り替えるサイクルを維持していければと考えています。

## 各 部 だ よ り

### 【総務部】

#### 【支部幹事会報告】

平成 24 年 4 月 24 日（火）10 時 22 分開始

#### I 審議事項

##### 1. 「日本橋支部規則」一部改正の件

標準支部規則の一部改正に伴う改正であり、主な改正点は、30条の2の支部役員就任予定者

の権限の整備、及び40条の2の2項の会員の災害による業務遂行が著しく困難な場合の会費免除が追加されたことを承認可決した。

##### 2. 「日本橋支部役員選挙規則」一部改正の件

5条の支部役員選挙管理委員の委嘱日が、選挙を行う年の5月1日から選挙を行う年の前年の10月1日に変更になることを承認可決した。

##### 3. 「日本橋支部役員推薦委員会運営要綱」一部改

## 正の件

支部長の委嘱日が選挙を行う年の5月1日から、選挙を行う年の前年の10月1日に変更になる。附則で改正規程の施行は、平成24年6月20日になっているが、5月1日以降の幹事会承認により改正できるため、5月16日の幹事会の審議事項にする。この件は、報告事項になるため、採決はしない。

## 4.「災害対策積立資産取扱規程」の件

3月の幹事会で石川監事から旧「広域災害対策積立資産」の規程がないことの指摘に対して、臨時執行部会を開催して「災害対策積立資産取扱規程」（案）を作成した。附則の日付は、総会の決議事項になることから、平成24年6月20日を予定している。この件は、次回幹事会での審議事項になるため、採決はしない。

## 5.本会役員選挙（5/17）応援者推薦の件

各部割当て研修、広報、厚生各部から2名、総務、組織、綱紀監察、税務支援対策の各部から1名の合計10名とし、各部長が選定の上、事務局に報告することで承認・可決した。

## 6.支部役員選挙管理委員委嘱の件

板橋則雄、池田明治、岡田昇の3名を推薦することを承認可決した。

## 7.支部役員推薦委員委嘱の件

増田昌弘、岩波一、河原邦文、山田富士夫の4名を推薦することを承認可決した。

## 8.情報システム委員の電子申告推進委員を兼務する件

平成21年8月1日の本会会報「東京税理士界」で、各支部と本会情報システム委員会に電子申告推進委員を置くことの記載があり、本会の電子申告推進委員に委嘱状の交付があった。当支部では電子申告推進委員を決めてない現状があるので、暫定的に情報システム委員が電子申告推進委員を兼務することを承認可決した。

## Ⅱ 報告事項

## 1.平成23年度各部事業報告及び平成24年度事業計画案について

## 2.平成23年度・24年度支部会計収支報告・予算案について

## 3.登録調査（4/9）の件

## 4.日本橋税務懇話会（4/12）の件

## 5.署との拡大定例連絡会（4/13）の件

## 6.常会（4/19）の件

## 7.東京税理士事務所職員退職金共済会評議員推薦の件

## 8.本会役員選挙（5/17）投票立会人推薦の件

## 9.「国税通則法（税務調査）に関する委託研究結果報告会」の開催の件

## 10.税理士制度70周年記念式典（講演会）における動員について

## Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年5月16日（水）10時32分開始

## Ⅰ 審議事項

## 1.平成23年度各部事業報告及び平成24年度事業計画の件

## 2.平成23年度・24年度支部会計収支報告・予算案の件

各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より5月9日に役員に事前配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け1.2.について承認可決した。

## 3.平成23年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

委任状の代理人氏名を藤山支部長にすることを承認可決した。

## 4.定期総会（6/20）当日分担確認等の件

定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

## 5.日本橋支部役員推薦委員会運営要綱の一部改定の件

4月の幹事会で報告しているところであるが、東京会の了解を得てからの都合上5月の幹事会の審議事項となった。なお、この改定は幹事会決議で施行されることを併せて承認可決した。

## 6.災害対策積立資産取扱規程の件

4月の幹事会で報告しているところである。この規程は東京会の意見聴取に提出しているところであり、6月の支部総会に提案するものであることを合わせて承認可決した。

## Ⅱ 報告事項

## 1.顧問相談役会（4/27）の件

## 2.登録調査（5/10）報告の件

## 3.電子申告推進委員ブロックリーダー合同会議（5/10）の件

### Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年6月4日（月）10時30分開始

#### I 審議事項

##### 1. 支部長の代理順位の件

支部規則に支部長に事故があった場合の支部長代理の順位がないため、下記の順位により支部長の代理を行う提案がなされ承認可決した。

第1順位浅見副支部長 第2順位本田副支部長  
第3順位木下副支部長 第4順位滝口副支部長

##### 2. 支部定期総会懇親会費の件

例年の定時総会の懇親会費は5,000円で行ってきたが、今年の賀詞交歓会の懇親会から3,000円としたので、総会懇親会費も3,000円とすることを承認可決した。

##### 3. 平成24年度定期総会（平成25年6月）日時の件

来年の定期総会の会場は例年通りロイヤルパーホテル開催、日程等については執行部一任とすることを承認可決した。

##### 4. 事務局夏期休暇日程に関する件

事務局の夏季休暇を8月15日（水）から8月17日（金）にすることを承認可決した。

##### 5. その他

税を考える習慣の一環行事として「税について考える」という題材で中学生の書く作文について日本橋支部長賞を創設し、予算については総務の予算を使用することとして、副賞金額等については執行部一任とすることを承認可決した。

#### Ⅱ 報告事項

##### 1. 無料税務相談会場（夢ロード）の件

##### 2. 会計監査報告（5/17）の件

##### 3. 東京会定期総会（6/19）の件

##### 4. 関連団体定期総会出席の件

- ・ 日本橋優申会（5/17）
- ・ 日本橋青色申告会（5/17）
- ・ 日本橋納税貯蓄組合連合会（5/18）
- ・ 日本橋法人会（5/28）
- ・ 中央区租税教育推進協議会（5/29）

##### 5. 支部独自事業の看板の件

##### 6. 総会議案書文言訂正の件

##### 7. 電子申告アンケートの件

##### 8. 税理士制度70周年記念式典の講演会の件（6/5）

##### 9. 今後の予定

① 新入会員説明会（6/15）

② 常会（10/24）

③ 納税表彰式（11/13）

### Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

#### 【常会報告】

平成24年4月19日（木）13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、各部各委員会報告、理事会報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

#### 〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

#### 《最近実施した研修会》

日 時：平成24年4月11日（木）14：00～17：00

テーマ：企業経営に役立つ生命保険の有効活用と  
保険税務の勘所

講 師：(株)新日本保険新聞社 取締役企画部長  
榊原 正則氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年4月19日（木）14：00～17：00

テーマ：平成23・24年度税制改正に関する税理士  
として押さえておくポイント

講 師：日本橋支部会員 成田 一正氏  
(税理士法人おおたか 代表社員)  
日本橋支部会員 市川 康明氏  
(税理士法人おおたか 社員税理士)

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年5月23日（水）14：00～17：00

テーマ：「個別対応方式を適用する場合の課税仕  
入れの用途区分について」

講 師：税理士 熊王 征秀氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年6月20日（水）13：00～14：30

テーマ：海外における税務当局と納税者の関係に  
ついて

講 師：税理士 川田 剛氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

日 時：平成24年7月11日（水）16：00～18：00

テーマ：中小企業経営者と税制改正の実務  
～Q&A方式による法人・個人税務の落とし穴と対応～

講 師：税理士 宮森 俊樹氏

会 場：綿商会館5階

## 《今後の予定》

日 時：平成 24 年 8 月 7 日 (火) 13：30～16：30

テーマ：フローチャートと事例でわかる小規模宅地の相続税の特例

講 師：日本橋支部会員 赤坂 光則 氏

会 場：綿商会館6階

日 時：平成 24 年 8 月 24 日 (金) 14：00～17：00  
(予定)

テーマ：公益法人・一般法人の税務

講 師：公認会計士・税理士 中田 ちず子 氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成 24 年 9 月 5 日 (水) 14：00～17：00

テーマ：組織再編税制・グループ法人税制

講 師：税理士 中村 慈美 氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成 24 年 9 月 7 日 (金) 13：00～16：30  
(予定)

テーマ：未定

講 師：未定

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日 時：平成24年10月24日 (火) 14：30～16：45  
(予定)

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成 24 年 10 月 26 日 (金) 13：00～16：30

テーマ：中小企業の会計に関する基本要領 (仮題)

講 師：品川 芳宣 氏

会 場：マツダホール (マツダ八重洲通りビル)

※ 京橋支部主催

日 時：平成 24 年 11 月 9 日 (金) 13：00～16：00  
(予定)

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成 24 年 11 月 27 日 (火) 13：00～16：30  
(予定)

テーマ：未定

講 師：未定

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日 時：平成 24 年 12 月 4 日 (火) 時間未定

テーマ：税理士のための人事労務・債権問題セミナー (仮題)

講 師：弁護士 高井 重憲 氏

会 場：日本橋支部事務局

## 《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成 24 年 4 月 13 日 (金) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 24 年 5 月 14 日 (月) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 24 年 6 月 8 日 (金) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 24 年 7 月 12 日 (木) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

## 〔厚生部〕

## 《野球部》

平成24年4月から6月までの野球部の活動に関してご報告致します。(下記、投は投手。本は本塁打。安はチーム安打数。走は盗塁の数。)

5月23日には浜町グラウンドにて日本橋税務署職員との懇親ソフトボール大会が開催されました。野球部OBを中心とした支部チームに対し、税務署職員の強打の爆発と女子職員の積極果敢なプレーも飛び出し今回は大差で署に軍配が上がりました。

## 4 月 9 日 春季本大会 1 回戦 勝

|     |   |   |   |    |     |
|-----|---|---|---|----|-----|
| 神 田 | 1 | 1 | 1 | 1  | 計 4 |
| 日本橋 | 3 | 0 | 1 | 2x | 計 6 |

投 渡辺、本 無、安7、走1

## 4 月 9 日 春季本大会 2 回戦 勝

|     |   |   |    |   |   |      |
|-----|---|---|----|---|---|------|
| 立 川 | 0 | 0 | 1  | 0 | 0 | 計 1  |
| 日本橋 | 1 | 1 | 12 | 0 | x | 計 14 |

投 今井一塩谷、本 深谷、安10、走7

## 4 月 17 日 春季本大会 3 回戦 負

|     |   |   |   |   |   |    |     |
|-----|---|---|---|---|---|----|-----|
| 日本橋 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0  | 計 2 |
| 四 谷 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1x | 計 3 |

投 渡辺、本 無、安6、走4

## 6 月 18 日 練習試合 負

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 麻 布 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 計 7 |
| 日本橋 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 計 3 |

投 今井－塩谷－桜井－渡辺－大澤、本 阿部、安6、走2  
 上記のとおり、6月末時点で通算成績は4勝2敗となりました。本大会では抽選の結果、前大会ベスト8同士が戦うブロックで初戦の神田戦に挑みました。このところ練習試合では勝利をしていましたが本大会では相性の悪い神田支部。東京会では特に打撃力が売りの相手を迎え、毎回得点を許す苦しい展開でしたが、初回、走力のある深谷選手、吉田選手の1、2番コンビの出塁から引地選手のタイムリーヒット等で3点を奪い、中盤に追いつかれはしましたが最終回、塩谷選手、深谷選手が攻撃を繋ぎ主将が試合を決めました。守っては阿部捕手の捕殺等や固い内野守備陣が神田打線を毎回最小失点で試合を繋いでくれました。個人的には入部して10年、本大会での神田戦初勝利は格別でした。

優勝を目指す日本橋支部は続く立川戦では、小田－引地－桜井－増田－今井－深谷と各選手の6連続安打を記録し、投げては今井－塩谷両選手の継投により立川支部を大差にて撃破しました。

そして迎えた3回戦は経験豊富で試合巧者と評価の高い四谷支部。6安打とヒットは打つも決定打が出ず、4回に増田選手のランニングホームランと思われた打球も、四谷支部が丁寧に外野から内野へ連携プレーを繋ぎ残念ながら本塁にてタッチアウト。最後まで試合を諦めない相手に最後はサヨナラを許し無念の3回戦敗退となりました。

8月25、26日に予定される猿ヶ京合宿では、経験豊富な阿部選手を中心に打撃力の向上と、サインプレーによる得点パターンを増やす練習メニューを中心に、好投手から少ない安打でも得点できるチーム作りを目標に練習をしていく予定です。今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

主将 渡辺

#### 〈囲碁部〉

4月12日（木）日本棋院の小林健二（七段）をお招きして三面打ちの指導碁を実施しました。結果は支部3勝先生11勝でプロの実力をマザマザと見せつけられました。でも、少しは手が上がったと思います。

月定例囲碁会は5/17（木）、6/28（木）実施。

本年後半の日程は、次のとおりです。

月定例囲碁会7/20（金）、8/23（木）、9/20

（木）、11/22（木）

支部秋季大会 10/18（木）、プロ指導 12/12（水）  
 〈ゴルフ部〉

#### 第283回 T.N.G 会

（平成23年度の支部長杯取切戦）4月4日（水）

相模原ゴルフクラブ 22名参加

成績

優勝 徳田 益和 会員 G91 N77

第2位 高山 房之 会員 G93 N80

第3位 森田 幸一 会員 G97 N80

ベストグロス賞 森 一郎 会員 89

平成23年度支部長杯は、高山 房之 会員が獲得しました。

次回は、9月に泉カントリー倶楽部を予定しています。

#### 〈歌舞音曲（カラオケ）同好会〉

カラオケ同好会は、月に一度月例練習会を開催しています。甘酒横丁近くの個人所有のカラオケボックスで、18時から20時お酒を飲みながら、他のお客さんは居ませんので気兼ねなく思いっきり歌えます。入会は随時受け付けていますので、希望の方は事務局へ申し付け下さい。

本年も10月20日（土）には恒例の発表会を、JR神田駅そばのエッサムホールで開催する予定です。素敵なゲストもお招きしますので、多くの会員に観覧いただければと期待しています。

#### 〈テニス部〉

4月24日（水）、品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで春季大会に向けて、松岡伴育コーチ指導のもと練習会を行いました。参加者は6名。練習内容は春期大会に向けてフォーメーションを中心に行いました。雁行陣を基本としてのラリーとボレーの練習、アプローチショット、試合の流れを変えるためのロブの揚げ方等。後半は、前半の練習を基に試合形式の練習をしました。

5月9日（水）、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会は税理士の妻も参加出来る大会です。参加者は、混合ダブルスが中島美和・中島三枝子（妻）組、福田修一・福田洋子（妻）組、湯本康弘・岩川由美子組、男子ダブルスが青木久直・丹羽正裕組の計4組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に他支部との混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。午後は予選で

決まった順位をもとに順位ごとにトーナメントが組まれ、トーナメント戦が行われます。今回は中島美和・中島三枝子（妻）組、福田修一・福田洋子（妻）組、湯本康弘・岩川由美子組が3位グループ、青木久直・丹羽正裕組が2位グループへと進みました。福田修一・福田洋子（妻）組と湯本康弘・岩川由美子組が2回戦、中島美和・中島三枝子（妻）組と青木久直・丹羽正裕組は1回戦で優勝チームと対戦したため初戦敗退となりました。各組とも練習の成果を発揮する事は出来ませんでした。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡伴育コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

#### 【今後の大会予定】

秋季大会：10月2日（火）予備日：10日（水）

支部対抗戦：11月7日（月）予備日：13日（木）

#### 〔組織部〕

監事から「使用目的等についての規程がない」との指摘のあった災害対策積立資産について執行部で規程案を作成し、本会の意見を聴取し、日本橋支部規則、日本橋支部役員選挙規則の改正案と共に幹事会の承認を受けました。

これらは6月20日の定期総会において第3号、第4号議案として審議の後、承認を受け、同日より施行されました。

#### 〔綱紀監察部〕

本会綱紀部からの要請により、税理士証票等の所持について確認ができなかった未済会員82名、未済法人1法人（平成21～23年度実施分）に対し、6月上旬に個別に電話連絡等を実施しました。

その結果、6月末までに65名、1法人について所持確認することができました。

#### 【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、昨年2月から支部において無料税務相談を開設しました。多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

#### 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

| 平成24年実施日 | 会 場    | 担当税理士 |
|----------|--------|-------|
| 4月4日（水）  | 法人会事務局 | 青木 久直 |
| 4月18日（水） | 〃      | 岩川由美子 |
| 5月30日（水） | 〃      | 松崎さつき |
| 6月13日（水） | 〃      | 宮原 裕徳 |
| 6月27日（水） | 〃      | 佐藤 兆秀 |

#### 《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

| 平成24年実施日 | 会 場        | 担当税理士 |
|----------|------------|-------|
| 4月6日（金）  | 中小企業相談センター | 皆平 弘一 |
| 4月27日（金） | 〃          | 鈴木 久衛 |
| 5月22日（火） | 〃          | 伊藤 孝  |
| 6月12日（火） | 〃          | 津村 玲  |

#### 《支部無料税務相談》

| 平成24年実施日 | 会 場      | 担当税理士 |
|----------|----------|-------|
| 4月11日（水） | 支部事務局会議室 | 津村 玲  |
| 5月9日（水）  | 〃        | 財津 良子 |
| 6月13日（水） | 〃        | 岩川由美子 |

#### 〔情報システム委員会〕

既にご案内のとおり、現在の日税連の電子証明書ICカードは来年3月をもって、使用できなくなります。新しいICカードの申請は、8月から始まります。順次、申請書が送付されます。手続には、住民票と印鑑証明書が必要です。また、現在使っているICカードリーダーの中には、新ICカードに対応しない機種もあります。申請書を日税連に送り、ICカードが届きますと2週間以内にWeb上で認証の手続をしないと、カードが失効してしまいます。新しいカードに対応しないカードリーダーをお持ちの会員はあらかじめ有効機種を入手する必要があります。Web上の認証手続の操作に不安のある方は、支部においていただいての対応を考えています。

# 支部会員異動のお知らせ

平成24年3月16日～  
平成24年6月15日

## 〈入会〉

|       |       |                                                                         |       |       |                                                                                    |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月22日 | 追中 徳久 | 〒 103-0026<br>日本橋兜町16-4<br>島田ビル5階<br>電話 090-4135-7081                   | 4月26日 | 星野 弘幾 | 〒 103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1858            |
| 3月22日 | 岡田 隆  | 〒 103-0022<br>日本橋室町1-7-1<br>スルガビル7階<br>AGS税理士法人<br>電話 6803-6720         | 4月26日 | 細矢 真史 | 〒 103-0027<br>日本橋3-6-13<br>ABE BLDG.4階<br>伊藤・細矢税理士法人 東京事務所<br>電話 3273-8910         |
| 3月22日 | 松本 亨  | 同 上                                                                     | 5月12日 | 伊藤しほ子 | 千葉県会より<br>〒 103-0023<br>日本橋本町4-4-11<br>永井ビル<br>新日本税理士法人 日本橋オフィス<br>電話 0120-979-234 |
| 3月22日 | 吉川 賢二 | 〒 103-0025<br>日本橋茅場町2-3-6<br>宗和税理士法人<br>電話 3669-8085                    | 5月24日 | 亀井 優樹 | 〒 103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1995            |
| 3月22日 | 鈴木 孝治 | 〒 103-0004<br>東日本橋2-16-11<br>電話 5823-6920                               | 5月24日 | 田淵 安春 | 同 上<br>電話 3231-1858                                                                |
| 3月22日 | 楨 龍二  | 〒 103-0027<br>日本橋3-1-2<br>NTA日本橋ビル8階<br>税理士法人みなと財務東京事務所<br>電話 3272-8561 | 5月24日 | 須賀 慎司 | 〒 103-0022<br>日本橋室町1-7-1<br>スルガビル7階<br>AGS税理士法人<br>電話 6803-6720                    |
| 4月1日  | 橋本 満男 | 東京地方会より<br>〒 103-0002<br>日本橋馬喰町1-1-2<br>ゼニットビル6階<br>電話 3669-9220        | 5月24日 | 船津 博之 | 同 上                                                                                |
| 4月26日 | 池内美智子 | 〒 103-0027<br>日本橋3-9-12<br>第6中央ビル5階<br>露木正人税理士事務所<br>電話 6214-5885       | 5月24日 | 山元 大士 | 〒 103-0027<br>日本橋3-13-5<br>KDX日本橋313ビル2階<br>税理士法人FIS<br>電話 6265-1681               |
| 4月26日 | 神谷 謙  | 〒 103-0015<br>日本橋箱崎町27-8<br>奥村本社ビル7階<br>中村敏税理士事務所<br>電話 3661-0520       | 〈転入〉  |       |                                                                                    |
| 4月26日 | 名倉 尚  | 〒 103-0015<br>日本橋箱崎町1-8<br>日本橋中央税理士法人                                   | 4月3日  | 前澤左斗子 | 麹町支部より<br>〒 103-0012<br>日本橋堀留町1-3-16-523号<br>電話 5623-4350                          |
|       |       |                                                                         | 4月12日 | 小泉 大輔 | 芝支部より                                                                              |

|       |       |                                                                        |  |                    |                                                                                    |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------|--|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|       |       | 〒103-0028<br>八重洲1ー7ー7吉川ビル6階<br>電話 3231-0585                            |  |                    | 日本橋室町3ー2ー18<br>海老屋ビル4階<br>VCAT税理士法人<br>電話 5204-0345                                |
| 4月17日 | 榎本 恒  | 江戸川南支部より<br>〒 103-0014<br>日本橋蛸殻町1ー3ー5<br>共同ビル（兜町）35号<br>電話 6661-7650   |  | 6月15日              | 柴田 和也<br>麴町支部より<br>〒 103-0022<br>日本橋室町1ー7ー1<br>スルガビル7階<br>AGS税理士法人<br>電話 6803-6720 |
| 4月24日 | 武田 剛  | 京橋支部より<br>〒 103-0021<br>日本橋本石町4ー2ー16<br>日本橋本石町トーセイビル5階<br>電話 3548-2034 |  |                    |                                                                                    |
| 4月26日 | 加藤 千秋 | 豊島支部より<br>〒 103-0027<br>日本橋3ー8ー16<br>日本橋ぶよおビル8階<br>電話 3527-9625        |  | 〈法人入会〉<br>5月15日    | 新日本税理士法人 日本橋オフィス<br>〒 103-0023<br>日本橋本町4ー4ー11<br>永井ビル<br>電話 0120-979-234           |
| 5月1日  | 東 奈津子 | 江東西支部より<br>〒 103-0007<br>日本橋浜町2ー53ー2ー503<br>東良治税理士事務所<br>電話 3664-3150  |  | 6月13日              | 伊藤・細矢税理士法人 東京事務所<br>〒 103-0027<br>日本橋3ー6ー13<br>ABE BLDG.4階<br>電話 3273-8910         |
| 5月1日  | 東 良治  | 江東西支部より<br>同 上                                                         |  | 〈事務所住所変更〉<br>草開新太郎 | 〒 103-0023<br>日本橋本町4ー11ー8<br>日本橋本町RSビル201号                                         |
| 5月15日 | 金子 広行 | 麻布支部より<br>〒 103-0007<br>日本橋浜町2ー4ー2ー208<br>電話 090-2520-6741             |  | 河近 芳昭              | 〒 103-0026<br>日本橋兜町11ー7<br>ビーエム兜町ビル5階                                              |
| 5月23日 | 勝又 義雅 | 本所支部より<br>〒 103-0027<br>日本橋1ー6ー7<br>日本橋関谷ビル4階<br>電話 3510-6152          |  | 丸尾 知弘              | 〒 103-0027<br>日本橋3ー8ー16<br>日本橋ぶよおビル8階                                              |
| 5月28日 | 臼田賢太郎 | 小石川支部より<br>〒 103-0013<br>日本橋人形町2ー26ー12ー804<br>電話 6231-1525             |  | 猪股 正明              | 〒 103-0023<br>日本橋本町1ー8ー3<br>テラス日本橋301<br>電話 6265-1596                              |
| 6月1日  | 奥野 達彦 | 雪谷支部より<br>〒 103-0025<br>日本橋茅場町2ー16ー6ー1001<br>電話 5643-6830              |  | 豊嶋 優子              | 〒 103-0027<br>日本橋3ー6ー7<br>ファミリー東京グランリッツ804号<br>電話 6265-1593                        |
| 6月5日  | 長野 洋子 | 新宿支部より<br>〒 103-0022                                                   |  | 和田 真一郎             | 〒 103-0027<br>日本橋2ー1ー14<br>日本橋加藤ビルディング7階<br>税理士法人レコルテ<br>電話 5200-1638              |

小野尾啓二 〒 103-0027  
日本橋3-8-16  
日本橋ぶよおビル8階  
電話 3527-9626

家崎 克夫 〒 103-0011  
日本橋大伝馬町13-5  
エフローレ日本橋810号

神谷 謙 〒 103-0005  
日本橋久松町9-13  
日本橋久松町堀ビル5階

中村 敏 同 上

古賀 裕明 〒 103-0001  
日本橋小伝馬町10-6  
四方ビル3階  
電話 050-5534-6698

野口 喜一 〒 103-0014  
日本橋蛸殻町2-10-10  
パークビル6階

森萩 裕子 〒 103-0027  
日本橋3-6-11  
サンプラザ日本橋4階

吉岡 裕樹 同 上

廣瀬 雅則 〒 103-0023  
日本橋本町2-3-4

入船 駿一 〒 103-0021  
日本橋本石町4-2-2  
USビル301

## 〈事務所名称変更〉

嶋田 九州男  
嶋田九州男税理士事務所

## 〈事務所電話番号変更〉

嶋田 九州男  
3272-8597

梅田 大作  
6803-6710

長谷川裕二  
6803-6710

## 〈転出〉

高橋 美和 中野支部へ  
原 健人 四谷支部へ  
福永 隆明 芝支部へ  
渡部 至 神田支部へ  
三橋 秀一 王子支部へ  
田中 道男 浅草支部へ

友田 修 神田支部へ  
大崎 史雄 京橋支部へ  
白井 瑞明 四谷支部へ  
鈴木 研 立川支部へ  
朝生 隆一 京橋支部へ

## 〈退会〉

岩澤 正 業務廃止  
立花 隆 関東信越会へ  
石川 曜子 千葉県会へ  
萩原 和男 業務廃止  
山田めぐみ 千葉県会へ  
関 喜隆 関東信越会へ  
直井 敏男 業務廃止  
田村 京子 業務廃止  
西尾 洋祐 業務廃止

## 〈法人退会〉

税理士法人日本橋経営会計税務相談所  
解散

## 〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

野中 温 昭和8年 3月26日 生まれ 79歳  
平成24年 3月28日 死 亡

## 編 集 後 記

支部会報第133号をお届けします。今回は平成24年6月20日に行われました支部総会特集となっております。

神宮司日本橋税務署長には就任早々のお忙しい中、ご寄稿いただきまして大変有難うございました。又本号にご寄稿いただきました会員の皆様、お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

まだまだ暑い日が続きますし、昨年以上の節電の夏となるようですので、会員の皆様方もお体に気をつけてお過ごしください。

〈編集委員〉高橋美津子 小畑孝雄 家崎克夫 小出純江 櫻井和儀 梅田文江 鈴木寛

## — 中央都税事務所からのお知らせ —

## 8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、8月1日（水）に発送します。

＜納期限＞平成24年8月31日（金）

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ② 口座振替※<sup>2</sup>  
③ コンビニエンスストア※<sup>3</sup>

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ

生活彩家 セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ

ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※<sup>4</sup>

※<sup>1</sup> 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※<sup>2</sup> お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※<sup>3</sup> 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※<sup>4</sup> ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

## 省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。

平成24年度課税分は、平成23年中に取得した設備について申請できます。なお、平成23年度に申請して減免未済額が残っている場合、平成23年度に税額が発生していない場合は、平成22年中に取得した設備についても申請できます。

減免申請をする場合は、個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を所管都税事務所・支庁にご提出ください。

| 対 象 者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象設備  | 次の要件を満たすもの<br>① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの<br>② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの<br><div>導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div> |
| 減 免 額 | 設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免<br>ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1を限度<br>※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可                                 |

～ 主税局ホームページ(環境減税)をご確認ください ～

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

【お問い合わせ先】

● 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 所管都税事務所の個人事業税係

● 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること

「東京都地球温暖化防止活動推進センター」 03-5388-3408(平日午前9:00～午後5:45)

昨年度に引き続き、平成24年度も

23区内の小規模非住宅用地の  
固定資産税・都市計画税を減免します

減免対象

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。

減免割合

固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続

減免を受けるためには申請が必要です。まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たな申請は必要ありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

中央都税事務所 03-3553-2151(代表)

- 協会けんぽ(旧：政府管掌健康保険組合)にご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

## 『TAAけんぽ』は こんなにお得です!

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

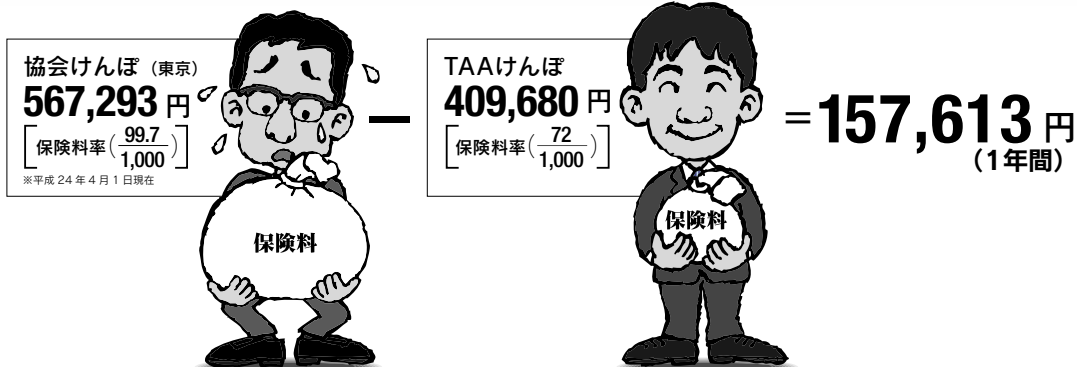
『TAAけんぽ』は  
「協会けんぽ」に比べて  
低い保険料率なので

# 1人年間で 157,613円も お得です。

すでに加入されている事業所の方にも喜ばれています。

### 保険料を比べてみれば…

- 標準報酬月額 41 万円、年間賞与額 77 万円の場合



税務会計監査事務所  
健康保険組合  
(略称：TAAけんぽ)

☎ **03-3232-5541** (代)

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-11

<http://www.taakenpo.or.jp>



# 経営セーフティ共済

## 中小企業倒産防止共済制度

掛金の10倍の範囲内で  
**最高8,000万円まで貸付**

経営セーフティ共済は、万が一、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度です。  
「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。

### 制度の特色

ここが  
魅力

#### 国が全額出資しているから安心

中小企業倒産防止共済法に基づく制度で、国が全額出資している独立行政法人  
中小企業基盤整備機構が運営しています。  
(現在約30万社が加入、貸付累計額約1兆8千億円の実績)

#### 掛金は自由に選べます

掛金月額、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。加入後の増額・減額もできます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。また、掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。

#### 最高8,000万円まで貸付

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額まで貸付が受けられます。

#### 貸付は「無担保・無保証人」

共済金の貸付は「無担保・無保証人」「無利子」です(ただし、貸付額の10分の1に相当する額は掛金総額から控除されます)。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6ヶ月を含む)で毎月均等償還です。

#### 一時貸付金制度

急に資金が必要になった場合、解約手当金の範囲内で貸付が受けられる「一時貸付金」の制度があります。

#### 解約手当金

12ヶ月以上掛金を納付していれば、任意解約で掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

取引先に不測の事態が生じたときの資金手当に最適

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL.03(5363)2011(代)

# 支部定期総会より

若尾日本橋税務署長



高橋中央都税事務所長



長寿祝受贈者披露  
池田健会員、関口重雄会員



日税連表彰受章者  
(30年以上従事65歳以上)  
本会鈴木専務理事、  
三浦陽平会員、藤山支部長



日本橋支部表彰受章者  
(25年以上従事65歳以上)  
本会鈴木専務理事、谷夫久江会員、柳邦弘会員、  
湯ノ上光昭会員、小宮山優会員、赤坂光則会員、  
藤山支部長



税務行政事務功労瑞宝小綬章受章者  
本会鈴木専務理事、鈴木毅会員、  
桜木忠勝会員、藤山支部長



▲ 新入会員自己紹介

▼ 新入会員業務説明会参加会員



講師:川田剛先生(明治大学専門職大学院  
グローバルビジネス研究科教授)  
「海外における税務当局と納税者の  
の関係について」の講演

## テニス部の活動より

東京税理士会春季大会 (平成24年5月)

